

山梨県公報

第二千七百二十号

平成二十九年

八月十日

木曜日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………五六九

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………五六九

○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………五七〇

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………五七一

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五七二

○公共測量の実施(三件)……………五七三

○開発行為に関する工事の完了について……………五七三

○落札者の決定について……………五七三

教育委員会

○一般競争入札について……………五七四

公安委員会

○指定講習機関の指定……………五七六

告 示

山梨県告示第二千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日 平成二十九年八月二日

二 指定道路の位置 笛吹市御坂町国衙字横田九十六番十一

三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル

四 指定道路の延長 七十三・一二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨家並保存会

2 代表者の氏名 石川重人

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾千九百九十番地

4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県民及びここを訪れる人々に対して、山梨らしい歴史的な景観の保全に関する事業を行い、人々がここにしかない美しい町原風景に気づき、誇りを持って守り育てていく文化を興すことに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年八月三日から同年九月三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人心音会ぼこあぼこ

2 代表者の氏名 鈴木美枝

3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町

4 定款に記載された目的 この法人は、障がいを持つ利用者またはその他の市民に対して、彼らの意向を尊重し多様な福祉サービスを提供し、個人の尊厳を保持し、

社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
三 縦覧期間 平成二十九年八月三日から同年九月三日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成二十九年八月十日

届出者 山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
山梨交通株式会社 代表取締役 高野三雄 代表取締役 雨宮正英	山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 葦崎本町商業施設
 - (二) 所在地 山梨県葦崎市本町三丁目四千百九十九番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一 番二十一号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年三月二十一日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千百二十一平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十三台
 - (二) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 十八台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 三十二平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十一立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 翌午前零時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 平成二十九年七月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十二月十一日まで
- 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成二十九年八月十日
- 届出者 山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 (仮称) DCMくろがねや上野原店

(二) 所在地 山梨県上野原市上野原駅南土地区画整理地内一街区外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年三月二十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千四百四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百五十九台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 三十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前八時

(2) 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 平成二十九年七月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十二月十一日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオン大月店

(二) 所在地 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番地一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ダイエー大月店	イオン大月店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社澤田屋 代表取締役 黒澤晋太郎	山梨県甲府市向町三百七十五番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番エム・ベイポイント幕張七階

3 変更の年月日 平成二十八年三月一日外

届出年月日 平成二十九年七月十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十二月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公

告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスガーデン甲府昭和

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理事業九十 五街区一画地外	山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴	東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

- 3 変更の年月日 平成二十八年四月一日外
- 届出年月日 平成二十九年七月十八日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十二月十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十九年八月十日

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測） 山梨県知事 後 藤 斎
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年七月三十一日から同年十二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた
ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十九年八月十日

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影） 山梨県知事 後 藤 斎
- 二 測量の地域 南アルプス市
- 三 測量の期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十九年八月十日

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影） 山梨県知事 後 藤 斎
- 二 測量の地域 忍野村全域
- 三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。
平成二十九年八月十日

- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町下大鳥居字子ノ神二
千四百十六の二、二千四百十七の二、二千四百十八の三、二千四百十九の一、
二千四百十九の四、二千四百十九の六、二千四百十九の七の一部、二千四百十九の八、二千
四百十九の十、二千四百十九の十一、二千四百二十の三、二千四百二十の四、二千四百二十一、二
千四百二十二の一、二千四百三十一、二千四百三十二、二千四百三十六、二千四百三十六の二、
二千四百三十七の一、二千四百三十七の二、二千四百三十八、二千四百四十一の五、二千四百
四十二の三、二千四百四十二の四及び二千四百五十五の四並びに西八代郡市川三郷町高田字
久保三千四十三、三千四十三の二、三千四十九、三千五十、三千五十一、三千五十二
の四、三千五十二の五、道及び水の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西八代郡市川三郷町高田字久保三千四十三
社会福祉法人 ふれあい倶楽部 理事長 淡路啓三

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
シユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成され
た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の
適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年八月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 落札に係る物品
 - (一) 名称 EWS実習装置
 - (二) 数量 二式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年七月六日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社システムインナカゴミ
 - (二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号
- 五 落札金額 四千五百八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十九年五月二十五日

教育委員会

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年八月十日

山梨県総合教育センター

所長 小 川 巖

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県教育情報ネットワーク用機器等
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで
 - 4 納入場所 山梨県総合教育センター所長が指定する場所

- 二 事務を担当する所属 山梨県総合教育センター
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に登録されている者であること。
- 4 公益財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるQMS（ISO/IEC 9001又はJIS Q 9001）の認証を受けている者であること。
- 5 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISMS（ISO/IEC 27001…27013）の認証を受けている者であること。
- 6 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十九年山梨県告示第百二十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査・入札参加者で、三六に該当しない者は次により当該資格の審査を受けなければならない。また、登録内容を変更しようとする者も同様とする。

1 審査申請の時期 この公告の日から平成二十九年八月二十四日(木)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請の方法 次に掲げる場所に事前連絡し、申請書の交付を受けること。申請書作成後、同場所にて提出するものとする。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当
電話番号 ○五五―二二三―一三九五(直通)

五 一般競争入札の参加資格の確認

1 確認申請の時期 この公告の日から平成二十九年八月二十五日(金)まで(県の休日を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地 山梨県総合教育センター管理部
電話番号 ○五五―二六二―五五七一(直通)

六 入札手続等

1 契約条項を示す場所 五三に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年八月二十一日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に五三に掲げる場所に連絡すること。

3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年八月二十一日(月)午前十一時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地 山梨県総合教育センター第七研修室

なお、入札説明会に参加を希望する場合は、事前に五三に掲げる場所に連絡すること。

4 一般競争入札の参加資格の審査 四で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の審査を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年九月二十日(水)午前十一時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地 山梨県総合教育センター第七研修室

6 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇六一〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地山梨県総合教育センター管理部宛てに平成二十九年九月十九日(火)午後四時までに到着するように送付すること。

7 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

七 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契

約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総合教育センター（電話〇五五―二六二―五五七一）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured:
Computer Systems for the Educational Information Network 1 set
- 2 Date and time for tender:
11:00 AM September 20, 2017
- 3 Bureau in charge:
Management Division, Yamanashi Prefectural Education Center, 1456 Narita
Misaka Fufuki Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-262-5571

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の四第一項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月十日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

一 法人名称及び住所並びに代表者氏名

- 1 法人名称 株式会社大月自動車学校
- 2 住所 大月市賑岡町畑倉一九五五番地
- 3 代表者氏名 小林正人

二 特定講習（法第百八条の四第二項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務を行う事務所の名称及び所在地

- 1 事務所の名称 大月自動車学校
- 2 所在地 大月市賑岡町畑倉一九五五番地
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習

四 指定の年月日 平成二十九年十月一日